

令和6年稲敷市農業委員会第5回総会

〔5月10日〕

- 
- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）  
日程 3 報告第2号 農地法第18条（通知）  
日程 4 議案第1号 農地法第3条（委員会）  
日程 5 議案第2号 農地法第5条（知事）  
日程 6 議案第3号 現況証明（農委処分）  
日程 7 議案第4号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）  
日程 8 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）  
日程 9 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）
- 

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号  
日程 3 報告第2号  
日程 4 議案第1号  
日程 5 議案第2号  
日程 6 議案第3号  
日程 7 議案第4号  
日程 8 議案第5号  
日程 9 議案第6号
- 

出席委員

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 吉田武君  | 12番 | 遠藤一行君  |
| 2番  | 篠崎文夫君 | 13番 | 足立久美子君 |
| 4番  | 山口幸一君 | 14番 | 内田和新君  |
| 5番  | 永野修君  | 15番 | 山口和彦君  |
| 6番  | 宮本信夫君 | 16番 | 飯塚治正君  |
| 7番  | 篠崎惣壽君 | 17番 | 坂本富男君  |
| 8番  | 村松清美君 | 18番 | 川島昇君   |
| 9番  | 坂本和夫君 | 19番 | 根本脩君   |
| 10番 | 村山文雄君 |     |        |
| 11番 | 墳本典勇君 |     |        |

欠 席 委 員

3 番 黒 澤 克 巳 君

---

出 席 説 明 員

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長     | 中 島 臣 哉 君   |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐 | 宮 本 祐 司 君   |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 係 長   | 坂 本 証 君     |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 主 査   | 久 保 田 健 夫 君 |

---

午後 2 時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和 6 年 5 月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第 3 条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は 18 名です。欠席委員は、3 番黒澤克巳委員の 1 名です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん 2 名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

---

日程 1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。  
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は 5 番永野修委員、6 番宮本信夫委員の両名を指名いたします。

---

日程 2 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） それでは審議に入ります。報告第 1 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書 1 ページから 6 ページまでの 7 件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞ

れの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

---

#### 日程 3 報告第 2 号 農地法第 18 条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第 2 号「農地法第 18 条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第 2 号「農地法第 18 条（通知）」について報告いたします。

議案書 7 ページから 13 ページまでの 9 件でございます。農地法第 18 条第 6 項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。申請番号 1 番、2 番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。申請番号 3 番から 9 番につきましては、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

---

#### 日程 4 議案第 1 号 農地法第 3 条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

久保田主査。

○農業委員会事務局主査（久保田健夫君） 14 ページをお開き願います。

議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」

売買による所有権移転件 8 件でございます。

申請番号 1 番 月出里字笹立、他 1 地区、畑 2 筆、3, 565 m<sup>2</sup>についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号 2 番 手賀組新田字大重、田 1 筆、723 m<sup>2</sup>についてでございますが、受人が経営規模拡大のため受贈するものでございます。

申請番号 3 番 羽賀字遠原、畑 3 筆、7, 001 m<sup>2</sup>についてでございますが、受人が営農を開始するために買い受けるものでございます。なお、新規取得者のため、営農計画書及び確認書が添付されております。

申請番号 4 番 須賀津字足刈、田 1 筆、667 m<sup>2</sup>についてでございますが、受人が経営規模拡大のため受贈するものでございます。

申請番号 5 番 東大沼字西畑、畑 1 筆、1, 153 m<sup>2</sup>についてでございますが、受人が経営規模拡大

のため買い受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、埴本委員より報告をお願いいたします。

○11番（埴本 典勇君） 11番埴本です。申請番号1番について、報告いたします。

5月8日に古渡推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にサツマイモ、里芋、落花生などの畑作を行っている農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター7台、耕運機6台、軽トラック2台、普通トラック1台を所有しております。農作業従事日数は200日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本 富男君） 17番坂本です。申請番号2番について、報告いたします。

5月6日に木内推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、トラック1台がありますが、そのうち田植機、コンバイン、乾燥機は共同で購入しております。農作業従事日数は150日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番について、足立久美子委員より報告をお願いいたします。

○13番（足立 久美子君） 13番足立です。申請番号3番について、報告いたします。

5月7日に酒井推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にサツマイモ、ジャガイモを栽培する予定の新規就農者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は200日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番について、飯塚治正委員より報告をお願いいたします。

○16番（飯塚 治正君） 16番飯塚です。申請番号4番について、報告いたします。

5月8日に栗山推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に大根、キュウリ、トマト等を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、耕運機1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は150日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口 和彦君） 15番山口です。申請番号5番について、報告いたします。

5月6日に中沢推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は300日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。申請番号6番から8番につきましては、茨城県農林振興公社の農地中間管理事業による特例事業の売買のため、調査報告は省略いたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程5 議案第2号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 17ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 本新、田1筆、1,689㎡についてですが、申請地は非線引き区域で農用地区域から農業用施設用地へ用途変更した農地となります。

申請人は申請地付近での耕作地拡大を行っている法人で、現在の事業所が遠方であり、作業の効率化を図るため、もみ殻置場・農業用機械置場へ転用するものであります。事業計画は、もみ殻置場744㎡、農業用機械置場となっております。

なお、申請地は稲敷市農業振興地域整備促進会議で用途変更が認められ、その中で定める農業振興地域整備計画で指定された用途に該当し、土地改良区との協議も了しております。

以上、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、坂本和夫委員より報告をお願いいたします。

○9番（坂本和夫君） 9番坂本です。申請番号1番について、去る8日、野口推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、農業用資材置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程6 議案第3号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 18ページをお開き願います。

議案第3号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付4件でございます。

申請番号1番 江戸崎字荒匂、畑1筆、766㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号2番 幸田字前久保、畑1筆、188㎡についてですが、20年以上前より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号3番 上君山字城ノ内窪、畑1筆、1,195㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号4番 下君山字根古屋台、畑3筆、2,774㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

以上で議案第3号、申請番号1番から4番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、宮本信夫委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。申請番号1番について、去る8日、村山委員と推進委員の清原委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周

圃の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口和彦君） 15番山口です。申請番号2番について、去る8日、村松委員と推進委員の板橋委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は、20年以上前から宅地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番、4番について、足立久美子委員より報告をお願いいたします。

○13番（足立久美子君） 13番足立です。申請番号3番、4番について、去る8日、村山委員と推進委員の清原委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程7 議案第4号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 20ページをお開き願います。

議案第4号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

新規設定が、14件、39筆、62,354㎡、再設定が、1件、2筆、17,259㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。  
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第４号「基盤強化法第１９条（農用地利用集積計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### 日程８ 議案第５号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第５号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） ２９ページをお開き願います。

議案第５号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」についてでございます。

基盤強化法第１８条第１項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第９の３の（１）の規定により、農用地利用集積等促進計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

今回は、３件、４筆、５、５６８㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。  
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第５号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### 日程９ 議案第６号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第６号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） ３１ページをお開き願います。

議案第６号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」でございます。



基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

再転貸が8件、15筆、64,054㎡の転貸計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。  
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和6年5月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。  
大変御苦労さまでございました。

午後2時40分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

5 番 委 員 永 野 修

6 番 委 員 宮 本 信 夫